

神奈川歯科大学短期大学部 看護学科受験希望の社会人の方へ

専門実践教育訓練給付制度（最大で144万円支給）

神奈川歯科大学短期大学部看護学科は2015年10月1日付で、専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座となりました。この制度は2016年度入学生から適用されます。（指定有効期間：2015年10月1日～2018年9月30日）

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給される制度です。

支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上（※1））あること、受講開始日時点で一般被保険者でない方は、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大4年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上（※2）経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※1 平成26年10月1日前に旧制度の教育訓練給付金を受給した場合であって、初めて専門実践教育訓練を受給しようとする場合は2年、同年10月1日以降に旧制度の教育訓練給付金又は一般教育訓練給付金の支給を受けた場合は10年以上。

※2 平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱は適用されません。

詳細については、最寄りのハローワークでご相談ください。

厚生労働省ホームページ[教育訓練給付制度についておよび専門実践教育訓練およびよくある質問](#) をご覧ください。

給付見込み額

支給金額：受講費用の40%相当額（但し年間上限額32万円）

* 対象教育訓練を終了、資格を取得し1年以内に一般被保険者として雇用された人に対しては追加で受講費用の20%が支給されます。これにより当初40%+追加20%で60%、金額的にも96万+48万=144万となります。

教育訓練支援給付金について ※平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置となります。

(支給対象者)

初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する方で、受講開始時に 45 歳未満など一定の要件を満たす方が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給。

(支給額)

当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に 50%の割合を乗じて得た額に、2 か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額を支給します。

申請手続について

受講開始前(入学式前)

ハローワークでの教育訓練キャリアコンサルティングを経て、「ジョブ・カード」の交付を受けたあと(注1)、ハローワークなどで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」と「ジョブ・カード」をハローワークに提出します。なおこの手続きは受講開始日(入学式)の1か月前までに行う(*1)必要があります。

受給資格について決定された場合、ハローワークから「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証(受給資格者証)」が交付されます。

(注1) キャリア・コンサルティングを受けるには、事前予約が必要です。また、ジョブ・カード作成につきましては、1回のキャリア・コンサルティングで終了するかどうか分かり兼ねますので余裕を持ってお申しいただくことを推奨いたします。

受講中

6か月ごとに指定された日にハローワークに来所し、支給申請を行います。

受講修了後(卒業式後)

支給申請の必要書類をハローワークに提出します。

看護師資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に雇用保険の一般被保険者として雇用された場合は、ハローワークに来所の上、追加給付を受けるための支給申請を行います。

【 専門実践教育訓練講座指定内容 】

教育訓練施設名	神奈川歯科大学短期大学部
専門実践教育訓練講座の名称	看護学科(3年課程)
目標資格等	看護師
実施方法	通学
昼間・夜間(通学の場合のみ)	昼間
訓練期間	36 か月
指定番号	64034-152001-0
指定期間	平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日

神奈川歯科大学短期大学部 教学部
〒238-8580
神奈川県横須賀市稲岡町 82
TEL 046-822-8780

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	看護学科													
実施方法	① 通学 (昼間 ・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)													
指定講座番号	6	4	0	3	4	—	1	5	2	0	0	1	—	0
講座の創設年月日	H 19年 4月 1日				専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成30年 9月 30日まで			過去一 年の講座 実績			入講者数(93人)		修了者数 (84人)	
訓練期間	36ヶ月						総訓練時間				3000時間			

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (看護師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> 専門職学位 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 <p style="text-align: center;">なし</p>
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	本学科に3年以上在学し、卒業単位(98単位以上)を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する(学則第30条)、かつ保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条二の規定に該当する者。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	病院・訪問看護ステーション・老人介護施設等のほか、養護学校や保育所または企業や施設の医務室、薬品会社や医療機器メーカー等で看護師として活用される。

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
基礎分野	435	
専門基礎分野	510	
専門分野Ⅰ	435	
専門分野Ⅱ	1260	
統合分野	360	

3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校を卒業した者もしくはこれと同等の能力がある者
③その他	

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	84	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	93	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	85	人	受験率(②/①)	91.4	%
④ ③のうち合格者数	85	人	合格率(③/②)	97.6	%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	82	人			
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/①)	88.2	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	1 正社員	人			②A: 就業者計
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 学生	人			②B: 非就業者計
	5 求職中	人			
② 受講開始時の就業状況等	6 その他(主婦、無職等)	人			
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人			③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 円滑な転職に役立つ	人			
	5 趣味・教養に役立つ	人			
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人			④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人			⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人			⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	本学科に3年以上在学し、卒業単位(98単位以上)を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各学科科目について3分の2以上の出席率、前期・後期の定期試験において60点以上を単位認定とする。(学則第5章29条)		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じた小テストや技術試験を実施し、修得度を確認している。技術試験においては、試験前に練習期間を設け、技術修得まで再試験を実施することで技術の獲得を支援している。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	単位認定不可を1年次3科目以上、2年次1科目以上を有する場合は進級できないものとする。また、臨地実習については、単位認定不可が1科目以上ある場合は進級できないものとする。1・2年次において受験停止が必修科目で1科目以上ある場合は進級できない。		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じた小テストや技術試験を実施し、修得度を確認している。技術試験においては、試験前に練習期間を設け、技術修得まで再試験を実施することで技術の獲得を支援している。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各講義においてレスポンスシートや質問用紙で質問を受け付け、次回講義時に回答をする。また、授業計画にオフィスアワーと連絡先を公開し随時個別指導を行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	キャリアサポート委員会を設置し、就職ガイダンス、キャリアサポート室の設置、掲示物、ポータルサイト等で知らせている。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 神奈川歯科大学 (代表者名: 鹿島 勇)		
住所及び連絡先	神奈川県横須賀市稲岡町82		TEL 046-822-8780
施設名称及び施設長名	神奈川歯科大学短期大学部		(施設長: 平田 幸夫)
住所及び連絡先	神奈川県横須賀市稲岡町82		TEL 046-822-8780
苦情受付者	氏名 真山佳緒里 所属 教学部	事務担当者	氏名 中村 琢磨 所属 教学部
連絡先	TEL 046-822-8780	連絡先	TEL 046-822-8780
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		3,521,515 円
支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		300,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		3,221,515 円
	(うち、必須教材費 221,515 円)		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		1,093,520 円
	① 任意の教材費(税込額)	2,520 円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円	
	③ 施設維持費(税込額)	1,050,000 円	
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	41,000 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額)		4,615,035 円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解
いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの
名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学
料及び受講料（最大3年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、
検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれま
せん。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジ
ット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経
費に含まれるものでは
ありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受
けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等
を差し引
いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の
額から当該
還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に
なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受
講料の値引
き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練
給付金の支給申請に
際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」
の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練 給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支
給されるもので
す。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育
訓練給
付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答
が添付されて
いる場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの
又は修了したものと
は認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給
を受けることはできません。